

解説	<立入検査> 立入検査は、医療法25条に基づくものであり、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、病院、診療所若しくは助産所の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該病院、診療所又は助産所の開設者又は管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じることができる。 <実地指導> 実地指導は、精神保健福祉法38条に基づいて行われるものであり、厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神病院の管理者に対し、当該精神病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神病院に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他帳簿書類を検査させ、若しくは当該精神病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神病院に立ち入り、当該精神病院に入院中の者を診察させることができる、とある。 医療法によるものと精神保健福祉法によるものとであり、根拠となる法律が違うことを理解する。
	<監査に伴う必要書類> 必要書類は実地指導については、県の障害福祉課から、立入検査については三戸地方福祉子どもセンターから実施日時と準備書類についての通知がある。 その通知をもとに準備すればよいが、その通知にあるものだけでは不足のこともあるので、前年度までの記録を見て、準備書類の中には通知されていないが当日要求されることもあるので、過去の報告を参考にする必要がある。 どの書類もきちんと同じような並びで整備する必要がある、指導・検査に来た人がなるべく確認しやすいようにそして見やすいようにして、実地指導及び立入検査が短時間で修了できるように書類を整備する必要がある。 公的機関からの通知があった場合、まず全体にその通知内容を知らせることが必要である。その後で各部署に準備しなければならないものをやその整備方法について細かな指示をして準備に努めさせることが必要である。 その場合、過去のものを参考にし、抜け落ちているものが内容に準備させる必要がある。また、病棟などの環境整備も同時に行うように指示して、数日前には内部でのチェックを行い、病院長から採集チェックを受ける形を取る。 予め最終チェックの日程を組み、底を照準に準備させることが統一性も取れて足並みが揃うことになる。そして逐一進捗状況を報告させて整備をしていくことが必要である。準備は早いことに越したことはないの、早めに通知する。

例題	立入検査や実地指導での必要書類を把握するためにはどのようにすればよいか。
解答	基本的に必要書類は、公的機関から準備書類として通知される。しかし、それだけでは不足の場合もあるので、その準備書類に付随した書類も予め準備しておく必要がある。ただし、それは要求されてから提出すべきものであって、要求もされない場合は提出する必要はない。また、前年度の準備書類がどのようなものであったかを報告書等で確認することも必要である。
例題	精神病院実地指導で指導される指導項目を挙げなさい。
解答	①医療従事者の配置状況 ②患者収容状況 ③医療環境 ④精神保健指定 ⑤指定病院・応急入院指定病院 ⑥作業状況 ⑦給食状況 ⑧患者清潔状況 ⑨精神保健福祉法関係事務処理 ⑩診療報酬請求 ⑪入院患者の処遇 ⑫防火防災対策 ⑬預かり金管理状況 ⑭その他 ⑮行政指導の改善状況
例題	立入検査あるいは実地指導の通知があった場合、院内の各部署への通知で注意しなければならないことはどのようなことか。
解答	日時と関係書類の整備をさせること。病棟をはじめとした療養環境の整備をさせる。それぞれの担当書類を明確にさせる。昨年度の報告からの教訓も通知する。
例題	立入検査と精神病院実地指導の相違点を書きなさい。
解答	立入検査は医療法25条に基づくもので、都道府県知事、保健所を管轄する市長または特別区の区長が報告を求めたり、立入検査を行う。管轄部署は健康福祉こどもセンター。実地指導は、精神保健福祉法に基づくもので、厚生労働大臣または都道府県知事が必要があると認めたとき報告を求めたり、立ち入り調査ができる。